

鳥栖市まちづくり検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 みんなで築く市民協働のまちづくりを推進するに当たり、広く市民の意見、要望等を反映させ、市民参加のまちづくりを図るため、鳥栖市まちづくり検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項の検討及び協議を行い、市長に対し提言を行う。

- (1) 地域における現状及び課題に関すること。
- (2) コミュニティの形成に関すること。
- (3) コミュニティの活性化に関すること。
- (4) その他まちづくりの推進に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者（各団体が推薦する者）
- (3) 地区公民館長の代表者
- (4) 公募により選ばれた者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、平成22年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 検討委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人

2 役員は、委員の互選によりこれを定める。

(役員職務)

第6条 会長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 検討委員会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 検討委員会は、必要に応じ委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、市民生活部市民協働推進課で処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月25日から施行する。